

運賃計算の特例

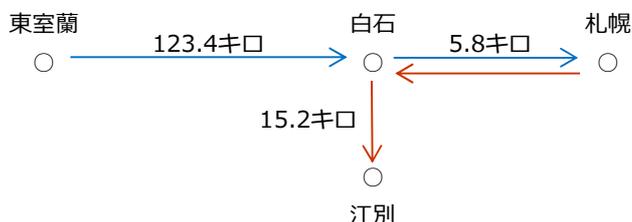
分岐駅を通過する列車に乗車する場合の特例

- ▼ 次の区間の左側の駅から枝分かれする一方の線区から他方の線区まで乗車する場合で、列車が左側の駅を通過するため左側の駅と右側の駅との間を折り返し乗車する場合は、同区間のキ口数は含めないで運賃計算をします（定期券は除きます）。ただし、折り返し区間内では途中下車はできません（途中下車される場合は同区間に対する運賃が必要です）。

| J R 北海道 | J R 東日本 | |
|-----------|-----------|-----------|
| 東釧路 — 釧路 | 川部 — 弘前 | 宝積寺 — 宇都宮 |
| 新旭川 — 旭川 | 追分 — 秋田 | 新前橋 — 高崎 |
| 白石 — 札幌 | 羽前千歳 — 山形 | 倉賀野 — 高崎 |
| 桑園 — 札幌 | 北山形 — 山形 | 東神奈川 — 横浜 |
| 沼ノ端 — 苫小牧 | 安積永盛 — 郡山 | 神田 — 東京 |
| | 余目 — 酒田 | 代々木 — 新宿 |
| | 宮内 — 長岡 | 塩尻 — 松本 |

* この他の区間については、係員におたずねください。

（例）東室蘭から特急〔すずらん〕で札幌まで乗車し、札幌から普通列車に乗り継いで江別まで乗車する場合



東室蘭～江別間の運賃は、東室蘭～白石間と白石～江別間の営業キロを合計した138.6キロで計算し、3,080円となります。

なお、この例で札幌で途中下車する場合は、白石～札幌間の折り返し乗車分の運賃（270円×2）を別途いただきます。

特定の列車による折り返し区間外乗車

- ▼ 特急〔ソニック〕のように、博多～小倉～大分間で直通運転する列車は西小倉～小倉間が折り返し重複運転となります。この場合途中下車しない限り、同区間のキ口数は含めないで運賃・料金の計算をします。同様に特例となる主な区間は次のとおりです。

・ 札幌～白石／川部～弘前／山形～北山形／宮内～長岡／日暮里～上野／名古屋～金山／岡山～倉敷／
 新見～備中神代／高松～宇多津／長門市～仙崎／幡生～下関／門司港～西小倉／小倉～西小倉／
 江北～肥前浜

* 現在、この特例を適用するような列車が運行されていない区間もあります。

特定の都区市内駅を発着する場合の特例

- ▼ 札幌、東京、大阪など11都市内の駅とその都市内の中心駅から営業キロが201キロ以上ある駅との区間の運賃は、その都市内の外を経てから再びその都市内を通過する場合（または都市内を通過し、外を経てから再びその都市内に戻る場合）を除いて、中心駅から（または中心駅まで）の営業キロ、運賃計算キロで計算します。
- ▼ 都区市内発（または着）の乗車券は、それぞれの同じゾーン内ならどの駅でも乗り始める（または降りる）ことができます。ただし、同じゾーン内の駅では途中下車できません。
- ▼ 札幌市内の駅は以下のとおりです。



* その他の都市については、係員におたずねください。

(例) 手稲から釧路までの運賃



手稲駅は「札幌市内」ゾーン内にある駅で、また中心駅の札幌駅から釧路駅までは201キロ以上あるため、運賃は札幌～釧路間の営業キロ348.5キロで計算し、7,150円になります。

- ▼ 「横浜市内」発着の乗車券で羽沢横浜国大から（または羽沢横浜国大まで）をご利用になる場合は、途中下車をされない限り、ゾーン外となる鶴見～武蔵小杉間をご乗車になれます。詳しくは係員におたずねください。
- ▼ 「大阪市内」発着の乗車券では、途中下車をされない限り、ゾーン外となる加島～尼崎～塚本間、及び加美～久宝寺～新加美間をご乗車になれます。詳しくは係員におたずねください。

東京山手線内の駅を発着する場合の特例

- ▼ 山手線内の駅と、東京駅から営業キロが101～200キロの駅との区間の運賃は、山手線内の外を経てから再び山手線内を通過する場合（または山手線内を通過し、外を経てから再び山手線内に戻る場合）を除いて、東京駅から（または東京駅まで）の営業キロ、運賃計算キロで計算します。
- ▼ 山手線内発（または着）の乗車券は、同じゾーン内ならどの駅でも乗り始める（または降りる）ことができます。ただし、同じゾーン内の駅では途中下車できません。

特定区間の運賃計算

- ▼ 下表の区間をご利用の場合、どちらの経路を利用しても◎印の短い経路の営業キロなどを使用して、運賃・料金を求めます。片道101キロ以上の乗車券ならば、どちらの経路でも途中下車できます。

| 会社 | 区間 | 経路 |
|--------|---------|---|
| J R北海道 | 大沼～森 | 函館本線 { ◎ 大沼公園経由 (22.5キロ) 東森経由 (35.3キロ) |
| J R東日本 | 赤羽～大宮 | 東北本線 { ◎ 川口・浦和経由 (17.1キロ) 戸田公園・与野本町経由 (18.0キロ) |
| | 日暮里～赤羽 | 東北本線 { ◎ 王子経由 (7.4キロ) 尾久経由 (7.6キロ) |
| | 品川～鶴見 | 東海道本線 { ◎ 大井町経由 (14.9キロ) 西大井経由 (17.8キロ) |
| | 東京～蘇我 | { ◎ 総武本線・外房線 (43.0キロ) 京葉線 (43.0キロ) |
| J R西日本 | 山科～近江塩津 | { ◎ 湖西線 (74.1キロ) 東海道本線・北陸本線 (93.6キロ) |
| | 大阪～天王寺 | 大阪環状線 { ◎ 天満経由 (10.7キロ) 福島経由 (11.0キロ) |
| | 三原～海田市 | { ◎ 山陽本線経由 (65.0キロ) 呉線経由 (87.0キロ) |
| | 岩国～櫛ヶ浜 | { ◎ 岩徳線 (43.7キロ/換算キロ48.1キロ) 山陽本線 (65.4キロ) |

* 換算キロ以外は営業キロを記載しています。

新幹線と在来線が並行する区間の特例

▼ 新幹線と在来線が並行している区間では、同じ線として営業キロ等の計算をします。

- 東海道・山陽新幹線：東海道本線・山陽本線・鹿児島本線
- 九州新幹線：鹿児島本線
- 西九州新幹線：長崎本線（諫早～長崎）
- 東北新幹線：東北本線
- 上越新幹線：東北本線・高崎線・上越線・信越本線

▼ ただし、次の区間内の各駅（両端の駅を除く）を発駅もしくは着駅または接続駅とする場合は、別の線として営業キロ等の計算をします。

| | |
|-------------------|---|
| 東海道・山陽新幹線と 在来線 | 品川～小田原、三島～静岡、名古屋～米原、新大阪～西明石、 福山～三原、三原～広島、広島～徳山 |
| 九州新幹線と在来線 | 博多～久留米、筑後船小屋～熊本 |
| 東北新幹線と在来線 | 福島～仙台、仙台～一ノ関、一ノ関～北上、北上～盛岡 |
| 上越新幹線と在来線 | 熊谷～高崎、高崎～越後湯沢、長岡～新潟 |

(例) 新函館北斗から新幹線を利用して一ノ関経由で平泉まで乗車される場合
(別の線として営業キロ等とおしで計算する場合)



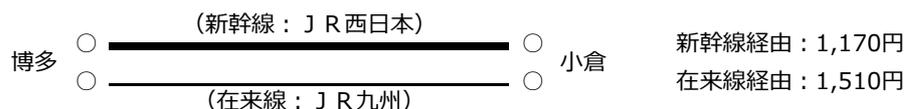
新函館北斗～一ノ関間の営業キロ417.4キロと一ノ関～平泉間の営業キロ7.2キロを合計した424.6キロにより、運賃は8,030円となります。

新下関～博多間を利用する場合の特例

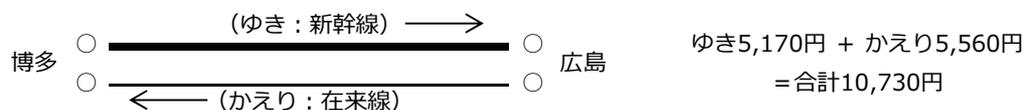
▼ 新下関～博多間を含む区間については、在来線と新幹線とでは運賃が異なります。きっぷをお求めの際は、ご利用になる経路をご指定ください。

▼ この区間を含む場合については、ゆき新幹線、かえり在来線（逆も同じ）であっても往復乗車券を発売します（片道601キロ以上の区間については往復割引を適用します）。

(例1) 博多～小倉間（片道）を乗車される場合の運賃

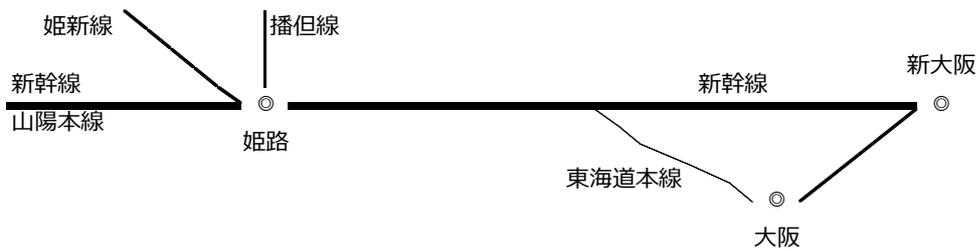


(例2) 博多～広島間を、ゆき新幹線、かえり在来線で乗車される場合の運賃



新大阪駅、大阪駅と姫路以遠の駅との区間の特例

- ▼ 新大阪または大阪の両駅と姫路以遠の駅との区間（下図参照）の運賃は、大阪駅から（または大阪駅まで）のキロ数で計算します。



北新地駅と尼崎以遠（立花、塚口方面）の駅との区間の特例

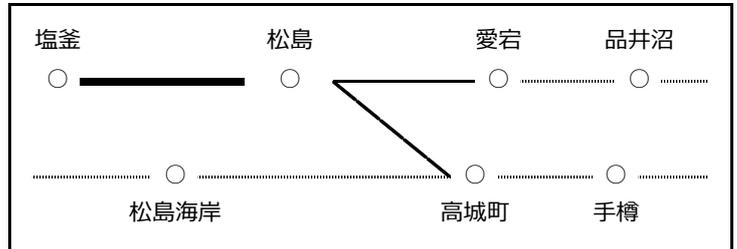
- ▼ 加島駅を経由する北新地駅と尼崎以遠（立花、塚口方面）の駅との区間の運賃は、塚本駅を経由する大阪駅から（または大阪駅まで）のキロ数で計算します。ただし、大阪市内発（または着）の乗車券となる場合を除きます。

* 運賃計算以外の有効期間などの計算は北新地駅から（または北新地駅まで）のキロ数を使います。

特定の分岐区間に対する区間外乗車の特例

- ▼ 次の区間をご利用になる場合は [] 内の太線区間のキロ数は含めないで計算します。同区間内では途中下車できません。

松島または愛宕以遠（品井沼方面）の各駅と高城町以遠（松島海岸または手樽方面）の各駅との相互間
[塩釜～松島]



* 特例を適用するその他の区間については係員におたずねください。

特定の列車による運賃・料金計算の特例

- ▼ 次の列車をご利用になる場合の運賃・料金は以下のとおり計算します。

・特急〔成田エクスプレス〕

代々木以遠（新宿方面）～錦糸町以遠（千葉方面）の各駅相互間を途中下車しないで直通乗車する場合は、中央本線（四ツ谷、御茶ノ水）経由で計算します。

・特急〔はまかぜ〕

尼崎以遠（大阪方面）～和田山以遠（城崎温泉方面）の各駅相互間を途中下車しないで直通乗車する場合は、福知山線経由で計算します。